

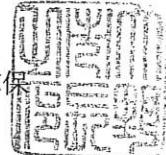


資料No. 1

総務 第 28 号
令和 3 年 1 月 25 日

大野市教育委員会 様

大野市長 石山志保



市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する協議について

地方自治法第 180 条の 2 の規定により、市長の権限に属する事務の一部を、下記のとおり貴委員会へ委任し、又は貴委員会の職員をして補助執行させることについて協議します。

記

1 委任する事務

- (1) 地域子ども・子育て支援に関する事務
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事務
- (3) 児童手当に関する事務
- (4) 子ども医療に関する事務
- (5) 地域子育て支援センターに関する事務
- (6) 子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策を含む。）に関する事務
- (7) 子育て世代包括支援センターに関する事務
- (8) 保育所及び認定こども園に関する事務
- (9) 児童館に関する事務
- (10) 児童デイサービスセンターに関する事務

2 新たに補助執行させる事務

- (1) 母子、父子及び寡婦の福祉に関する事務
- (2) 児童扶養手当に関する事務
- (3) 助産の実施及び母子保護の実施に関する事務
- (4) 保育所、認定こども園等の運営を行う社会福祉法人の指導監査に関する事務
- (5) 保育料の徴収、減免及び滞納処分に関する事務

3 参考資料

大野市教育委員会に対する事務委任に関する規則（案）

(案)

大野市規則第 号

大野市教育委員会に対する事務委任に関する規則を次のように定める。

令和3年 月 日

大野市長 石山志保

大野市教育委員会に対する事務委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第3項の規定により、市長の権限に属する事務の一部を大野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会に委任する事務)

第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。

- (1) 地域子ども・子育て支援に関する事務
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する事務
- (3) 児童手当に関する事務
- (4) 子ども医療に関する事務
- (5) 地域子育て支援センターに関する事務
- (6) 子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策を含む。）に関する事務
- (7) 子育て世代包括支援センターに関する事務
- (8) 保育所及び認定こども園に関する事務
- (9) 児童館に関する事務
- (10) 児童デイサービスセンターに関する事務

(権限委任の留保)

第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会と協議して第2条の規定により委任した事務を自ら行うことができる。

(協議)

(案)

第4条 教育委員会は、委任に係る事項のうち特に重要な事項を執行する場合は、市長に協議しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が教育委員会と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際第2条に規定する事務に関し、市長若しくは市長から委任を受けた福祉事務所長（以下「市長等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてこの規則の相当規定により教育委員会若しくは教育長等（以下「教育委員会等」という。）が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務の執行については、教育委員会等がした処分その他の行為又は教育委員会等に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長、消防長及び委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則の一部改正）

3 市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長、消防長及び委員会等の事務を補助する職員に補助執行させる規則（昭和58年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第4条中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 財産の取得又は処分に関する事務

第4条に次の1項を加える。

2 次に掲げる事務は教育委員会事務局長に補助執行させる。

（1）教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定並びに総合教育会議に関する事務

（2）母子、父子及び寡婦の福祉に関する事務

(案)

- (3) 児童扶養手当に関する事務
- (4) 助産の実施及び母子保護の実施に関する事務
- (5) 保育所、認定こども園等の運営を行う社会福祉法人の指導監査に関する事務
- (6) 保育料の徴収、減免及び滞納処分に関する事務

第5条第6項中「前条第1号及び第2号」を「前条第1項第1号及び第2号」に改める。

第5条に次の1項を加える。

7 教育委員会事務局長は、前条第2項第2号から第6号（滞納処分に関する事務を除く。）までに規定する事務を専決することができる。